

平成30年6月14日（木）

【和田技師】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから大阪府環境審議会平成30年度第1回土壤汚染対策検討部会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室の和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日お配りしております資料を確認させていただきます。まず、議事次第と、その裏面が配席図でございます。資料1が土壤汚染対策のあり方検討について、資料2が今後のスケジュール、参考資料1が中央環境審議会第二次答申の抜粋、参考資料2が第4回部会議事録です。また、黄色いファイルに昨年度の4回分の部会の資料をつけさせていただいております。このファイルにつきましては本回収させていただきますので、お持ち帰りになりませんようお願いいたします。皆様、漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、議事にお入りいただきたいと存じます。平田部会長、よろしくお願いいたします。

【平田部会長】 本日もご審議よろしくお願いいたします。

議題は1つなんですけれども結構内容がボリュームがありまして、前半と後半に分けて審議をいただきたいと思っております。

それでは、前半部分について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【倉内副主査】 事業所指導課の倉内と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1「生活環境保全条例に基づく土壤汚染対策のあり方検討について」をごらんください。

平成30年4月3日に、中央環境審議会において、「今後の土壤汚染対策のあり方について（第二次答申）」が示されたところです。今後、第二次答申の内容を踏まえまして、政省令の改正等が行われることとなっております。

今回、これまでの部会でのご検討と中央環境審議会第二次答申の内容を踏まえまして、今回の部会と今後の部会においてご検討いただく内容について、次のページの表1に整理を行っております。

一番左側に、検討・審議いただいております5つの事項をお示ししております。このうち

(1)の改正法との整合を図る観点からの条例等における規定整備のあり方につきましては、条例や施行規則の改正などを行いまして、いずれも平成30年度4月1日に施行済みでございます。今回の部会でお示しする内容としましては、(2)(3)(4)としております。

前半部分でご説明させていただく内容としましては、(2)の操業中の法・条例対象工場における土壤汚染状況調査のあり方、(4)の府域の状況からみた土壤汚染対策に関する課題について、論点をお示しさせていただきます。

資料5ページをごらんください。

まず、操業中・猶予中の工場における土壤汚染状況調査のあり方についてでございます。

改正法の概要の部分については、前回から変更ございません。今回、中央環境審議会の第二次答申の概要について追加させていただいております。

改正法では、調査の猶予中であるとか操業中の工場において土地の形質変更をするときには、届出を行って調査の報告を行うべきという規定が設けられ、第二次答申でその規模要件について900平米とすることが適当であると示されたところです。

7ページをごらんください。

条例の現行の概要について改めてお示ししています。

条例にも法と同じように、施設が廃止したときの調査の猶予の規定がございます。また、条例独自の規制としまして、操業中の工場において敷地の一部を同一の工場以外の用途に使用するときには調査結果の報告を義務づけているところでございます。

8ページから、今回の論点についてお示しをしております。

まず、条例の対象工場における一定規模以上の形質変更についてでございます。

条例の対象工場においても施設の廃止したときには調査を義務づけていますが、28年度末までに43件の調査の報告がございました。このうち3件については土壤汚染が判明しています。このように条例の対象工場の土地においても汚染土壤が存在する可能性があり、土地の形質変更を行う際に汚染土壤が拡散する懸念があります。このため、四角で囲っている部分になりますが、操業中や猶予中の条例の対象工場においても、法と同様に3,000平方メートル未満の土地の形質変更であっても一定規模以上の土地の形質変更を行う場合にはあらかじめ届出を行い、知事は届出を受けて土地所有者に対して調査を行い、その結果を報告すべき旨を命ずるものとする規定を設けることが適当ではないかとお示しをしています。

9 ページをごらんください。

猶予中の工場についての届出事項としまして、中環審の第二次答申では、届出者の氏名や形質変更の対象の土地や規模、図面等を提出することが適当だと示されております。また、操業中の工場に係る届出については、工場の敷地と形質変更を行う部分の位置関係がわかる図面も添付することが適当だと示されておるところです。

現行の条例においては、現行の法の3,000平米以上の土地の形質変更の届出に併せまして、条例で土地の利用履歴の報告を行うことを義務づけています。

条例の対象工場における届出について、法と同様の届出事項とするとともに、土地の利用履歴の報告を併せて行うことを義務づけることが適当ではないかというように示させていただいております。

続いて、②の調査の命令の手続についてですが、第二次答申では土地の場所や報告期限を書面によって命令を行うことが適当であると示されておりました、条例においても同様とすることが適当ではないかとお示ししています。

10 ページをごらんください。

第二次答申では、届出を要しない軽易な行為についても示されており、現行の法の3,000平米以上の形質変更の届出と同様の規定とすることが適当だと示されています。条例の対象工場の土地の形質変更においても、改正法と同様に軽易な行為については届出を要しないものとするのが適当ではないかとしております。

④の調査の猶予を受けている土地の範囲の明確化について、第二次答申では、確認を受けようとする土地の場所の図面を確認の申請書に添付することが適当であると示されています。こちらについても、条例の対象工場も改正法と同様に確認の申請には図面を添付することが適当ではないかとしております。

続いて、2)の法の対象工場における一定規模以上の形質変更につきましては、改正法に基づく届出に併せて、土地の利用履歴の報告を行うことを条例で義務づけることが適当ではないかとさせていただいております。

11 ページの規模要件についてでございます。

上から3つ目のポツのところですが、中央環境審議会では東京都や名古屋市の事例が示されていますが、それと同様の検討に供することができる資料が大阪府域についてはありませんので、有害物質使用施設を設置している工場の敷地面積の状況について、東京都の統計と比較を行いました。この比較については、製造業のうち府域で有害物質使用施設を

設置している事業所数で上位を占めている金属製品製造業、化学工業、印刷・同関連業について行いました。

金属製品製造業についてですが、工場の敷地面積別の構成比を表4に示させていただいております。例えば敷地面積が5,000平米未満の工場の件数を見ると、東京都では86%であるのに対して大阪府は62%になっており、敷地面積は全体的に大阪府のほうが東京都よりも大きい傾向がございます。この表は金属製品製造業についてお示ししていますが、化学工業や印刷業についても同様に、敷地面積は全体的に大阪府域のほうが東京都よりも大きい傾向がございます。

このため、仮に条例の対象工場において規模要件を第二次答申で示された900平米としたときに、第二次答申での推計と同程度以上の割合で届出の契機を把握できるものと考えています。ですので、現時点では法と異なる規模要件を定める特別の必要性は見られないと考えまして、条例の届出に係る規模要件を中環審の第二次答申と同様に900平米とすることが適当ではないかと示させていただいております。

しかしながら、この規模要件については、条例の施行状況などを踏まえまして、汚染状況の適正な把握が確保されているか点検していく必要があるとしております。

4)の操業中の工場における一定規模未満の形質変更についてでございます。

条例は、先ほど説明させていただいたとおり、法及び条例の対象工場において、敷地の一部を工場以外の用途に利用する形質変更を行うときには、面積にかかわらず調査を実施し、その結果を報告することを義務づけております。平成28年度末までにこの報告は10件ありまして、そのうち2件について土壌汚染が判明しています。この土壌汚染が判明した2件については、いずれも900平米未満の形質変更におけるものでございました。

この状況を踏まえまして、操業中の法及び条例の対象工場において、敷地の一部を工場以外の用途に利用するような形質変更を行う際には、一定規模未満についても引き続き調査の義務づけを維持することが適当ではないかとしております。

また、新たに届出の対象となる一定規模以上の土地の形質変更につきましては、現行の条例の規定に基づく報告と重複することになりますので、そちらについては現行の報告を要しないものとするのが適当ではないかと示させていただいております。

以上が、操業中・猶予中の工場における調査のあり方についてでございます。

続いて、13ページから、府域の状況からみた土壌汚染対策に関する課題としまして、1つ目、土地の所有者による有害物質使用施設に関する情報の把握についてでございます。

これまでもお示しいたしましたように、施設の設置者と土地の所有者が異なる割合が大阪府域では5割を占めておりまして、全国の3割に比べて高いということと、土壌汚染状況調査によって汚染が判明する割合も6割と、全国の5割に比べて高いという状況がございます。

こういった状況を踏まえまして、3)で土地所有者等による有害物質使用施設に関する情報の把握のあり方として、論点を示させていただいております。

2つ目のポツですが、施設の設置者と土地の所有者が異なる土地については、あらかじめ有害物質の使用に関する情報が土地の所有者に把握されていないことがありまして、調査を適切に実施する上での課題となっております。

このため、土地の所有者がその情報を把握することが望ましいのですが、土地の所有者がその情報を自ら収集するのは困難でありますので、施設設置者の役割を強化しまして、有害物質使用施設の操業中における土地の所有者への情報の提供に関する規定を条例に設けることが適当ではないかとお示しています。

また、施設の設置者が情報の提供を行う時期や提供を行う内容などについては、①から③について示させていただいております。

①の提供を行う情報の内容についてですが、有害物質の種類や位置など詳細に関する情報については調査を行う際に指定調査機関に提供されることが期待されますので、有害物質使用施設において使用している有害物質の種類について情報の提供を行うことが適当ではないかとしております。

②の情報の提供を行う時期については、水質汚濁防止法や府条例の水質の規制においては、施設を設置するときの事前の届出の義務であるとか、届出を行った事項の変更時や施設の廃止時にも届出を義務づけております。ただ、土地所有者に情報を把握していただくのは廃止の相当以前に行うことが望まれますので、上から3つ目のポツにあるとおり、施設の設置及び変更後の速やかな時期に情報の提供を行うこととすることが適当ではないかとしております。

また、多数の有害物質使用施設を順次設置していく施設設置者もいらっしゃると思いますので、施設設置者に生じる負担を考慮しまして、情報の提供については新たな種類の有害物質の使用を開始したときに限るというようにすること、また、既に有害物質使用施設を設置している事業者に対しては、改正条例の施行後の速やかな時期に情報の提供を行うことが適当ではないかということでお示しをしております。

また、義務づけについてですが、法、条例ともに調査を実施する義務は土地所有者に課しておりますので、施設設置者が行う情報の提供は調査の協力に当たりますことから、施設設置者による情報提供を努力義務規定とすることが適当ではないかと論点をお示ししています。

続いて、16ページのダイオキシン類による区域指定についてでございます。

ダイオキシン類については、近年、自主調査によってダイオキシン類の基準不適合が判明した事例がありまして、さらに、土地の所有者から法令に基づいて対策を講じることが望ましいというような意見も寄せられているのが現状でございます。

そこで、17ページの4)のところで、自主調査の結果に基づく区域指定の申請のあり方として論点をお示ししております。

自主調査によってダイオキシン類についての基準不適合が判明した土地については、土地所有者に法令に基づき対策を講じる意向があったとしても、現行の条例には手続の規定がありませんので区域指定を行うことができないという課題が生じております。

このため、自主調査によってダイオキシン類の基準不適合が判明した土地について、土地の所有者が知事に区域指定を求める申請を行えるとする規定を条例に設けることが適当ではないかということで論点をお示ししております。

続いて、18ページをごらんください。

自主調査等の指針における調査や措置のあり方についてでございます。

前回より追加させていただいた内容としましては、18ページの2)の自主調査の実施状況についてでございます。

環境省が実施した全国調査では、指定調査機関が平成28年度に受注した調査のうち約7割が自主的に行われたものであるということが明らかになっております。また、大阪府域において平成27年度に行った68件の区域指定がございますが、自主調査によって基準不適合であることが判明したものはこの68件のうち42件を占めております。このように、自主調査は基準不適合の土壌の把握において非常に大きな役割を果たしております。

続いて、20ページの5)をごらんください。

自主調査等の指針に基づいて自主調査を実施することのメリットについてでございます。

指針に基づいて知事等から指導・助言を受けることで適正な方法で調査が行われますので、客観的資料として示すことができますし、将来的に法令に基づく届出の際に活用することができます。

また、自主調査によって基準不適合が判明した後、区域の指定の申請を行うということは、その情報が公に示されることとなりますので、周辺の地域住民の方からの信頼性の向上や土地取引の円滑化に資することが期待できます。

こういった状況がありますので、21ページで、自主調査等の指針のあり方について論点をお示ししております。

自主調査をより有効に活用していただいて、土壌汚染による環境リスクの管理・低減を図っていくことが非常に重要であるとしております。

①としまして、3,000平米未満の土地の形質変更についてなんですが、3,000平方メートル未満の土地の形質変更を行う際に、工事の方法や基準不適合の土壌の搬出先について相談を受ける事例がございます。このような相談を受けた場合、土地の形質変更については現在の指針の対象としておりませんので、法令の根拠に基づくことなく指導を行っているというのが現状でございます。

この状況を踏まえまして、現在、条例において指針の対象に調査と措置は規定しているのですけれども、対象に自主調査によって基準不適合が判明した土地における形質変更についても加えまして、知事が指導・助言を行うことであるとか、形質変更の結果の報告を求めることができるというような規定を設けることが適当ではないかということを示させていただきます。

その上で、指針の内容につきましても、形質変更の計画の提出であるとか施行方法の基準、結果の報告に関する規定を追加することが適当ではないかというふうにお示ししております。

次に②ですが、自主調査により判明した基準不適合の土壌の把握としまして、自主調査を行った結果、基準不適合であるということが報告をなされたものの中には、その後、区域指定の申請であるとか自主的に措置の報告がなされない場合もございます。このような場合、措置や形質変更が適切に実施されないおそれがございますので、指針の中に区域指定の申請や自主措置の計画等の提出を促すような規定を追加することが適当ではないかということを考えております。

続いて22ページですが、この指針の普及促進としまして、大阪府では、不動産業や化学工業などの業界団体を通じまして、指針の活用の促進に努めております。引き続き、業界団体の協力を得ながら、指針に基づく自主調査が持つ意義などを説明しまして、指針の普及促進を図っていくことが重要であるとしております。

以上が前半部分の説明になります。

【平田部会長】 どうもありがとうございました。

難しい論点が幾つかあるんですが、まず面積要件とか、あるいは自主調査の取扱いとか、幾つかきちっと決めておかなければいけないことがあるということでございます。

いかがでしょうか、全体を通して。

確認なんですけど、大阪の場合に東京都なんかのデータを使って、環境省、6ページのほうですね、面積要件というか、きちっとしたデータをとっているんですが、大阪はこういうものはないということなんです。

【倉内副主査】 そうです。同じように比較できるようなデータがございません。

【平田部会長】 ないので、11ページの表4のような敷地面積、金属製品の場合の面積要件を出したということですね。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 一見して大阪のほうが面積が小さいようなイメージがあるんですけど、大きいんですね。

【倉内副主査】 このデータを見ると、そのように言えます。従業員数が30人以上の事業所という形にはなっていますけれども、データを見ると大阪のほうが広いというような結果になっています。

【平田部会長】 これでいきますと、国で決めている900平米でも大きな齟齬は来さないのではないかという感じですね。

【金城課長補佐】 具体的なデータをお示しさせていただきましたのは金属製品製造業についてですけれども、有害物質使用施設を設置しております府内の工場の中で約3分の1がこの金属製品製造業でございます。製造業が全体の3分の2を占めておりまして、その中で金属の次に多いのが化学、その次が印刷です。合わせますと約半数でございます、その分析を今回行って、東京都と比べて敷地面積の規模が大阪は小さいのではないかという点についてデータをよく眺めたところ、逆に大阪のほうがやや大きい傾向があることがわかったということでございます。

【平田部会長】 1,000平米で見ても、1,000平米未満というのは累計で9%だから、900平米にすればそれ以上のものは全部データとして上がってくると、そういう理解でいいですよ。

【金城課長補佐】 はい。

【平田部会長】 なかなかここは論点がいろいろあって、国も900にしたんだけど、900にすれば80%は大丈夫だからということ。そのときに、「じゃ、あと20%をどうするの？」という話になったんですが、いわゆる今回の土対法の改正の一番の論点というのは、全体を通して緩和をするという、そこなんですよね。土壤汚染対策法そのもののがかなり厳しいので、経済活動を阻害しているのではないかという、そういうふうな非常に大きな命題がたしかあったんですね。それがいいかどうかはともかくとして、緩和をするということで、実は私、本来、調査を猶予されているというのは、中には100平米でやらなきゃいけないところもあるわけですよね。ところが、一般の方から見れば、これまで面積要件がなかったから。3,000平米しかなかったんですね。要は第4条しかかからなかったという。今まで3,000平米でやってきたのをなぜ100にしなきゃいけないのかという議論もあったりして、なかなかそこはうまくいかなかったんですけど、最終的には900平米でやれば80%ぐらいは押さえられるということで900になったんですね。そういうところの事情もございます。大阪の場合は、面積要件でいくともっとたくさんものが押さえられるということじゃないかなと思うんですが。

いかがでしょうか。

【益田委員】 ちょっと質問があるんですけど、いいですか。

これは従業員数30人以上という比較的規模が大きいというか、そういうところを扱っていますけど、例えば個人でやっていたクリーニング店とかそういうふうな、ほんとうのものすごい小規模なんだけどピンポイントで汚染があって、そういうのがいまだに検出される事例というようなものがあるわけですよね。そういうものはこの中では言ったらざる目を抜けるみたいな感じになるということなんですか。

【平田部会長】 どうですか。

【金城課長補佐】 先生がおっしゃいますように、個人経営のクリーニング店ですと、かなり敷地の面積が狭かろうと思います。そこで形質変更を行うというのは、おそらく建物を除去して建てかえるというときになろうかと思いますが、そうしますと施設の廃止がありますから、そこで調査の義務づけが発生いたしますので、従来の仕組みの中で対応ができるのではないかと思います。

【益田委員】 だから、規模が小さいからといって見逃されるというふうにはならないという理解でよろしいんですか。今のクリーニング店のは例なんですけど、要するに30人より小さいところの施設であっても同様な、だから、規模が小さくても一応監視はでき

るという。

【金城課長補佐】 中環審では規模要件を900平米ということでございますので、900平米と省令で決まりましたら、それ未満の面積の形質変更については調査の義務づけが発生しないということになります。どこで一線を定めるかということは、中環審で相当検討された結果、900というようにお示しになられたものと思います。

【平田部会長】 この説明としては、形質変更というか、多分小さいところは、土地をさわるときは建てかえ等々の廃止時であるということ、もう1つ、用途変更の場合は、一応この場合は廃止をして用途変更になるのか、そのまま用途変更になるのか。用途変更の場合は面積要件なしでかかるんですね、大阪府の場合は。

【倉内副主査】 はい、そうです。

【平田部会長】 そこがものすごく大事なことだと思うんだけど。

【金城課長補佐】 はい。用途を変更する場合、工場から例えば住宅に用途を変更する、あるいは公園ですとか道路といった工場以外の用途に変更するという場合につきましては、現在の条例におきまして、規模要件なしに調査をしなければならないとしてございます。

【平田部会長】 それは12ページのところの四角囲みに書いている。

【金城課長補佐】 はい。

【平田部会長】 これは大阪府独特ですね。

【金城課長補佐】 大阪府の条例で書いている規定です。

【平田部会長】 条例のほうですよ。そこでセーフティーネットが増えているという感じですね。私も益田先生と同じようにそこが気になったんですけど、結局大阪府下というのは面積が狭いんじゃないかというそういうイメージがあるので、そこは十分に説明していく必要があると思うんですね。

【金城課長補佐】 はい。

【平田部会長】 一般論としてですね。

いかがでしょうか。

じゃ、また後で振り返ることにいたしまして、13ページは、これは大阪の固有の特徴ですよ。土地の所有者と事業者が違っているのが全国平均に比べて多いということですね。ここはなかなか条例で書いていくのは難しいかなと思うんですが、どうですか。ちゃんとその辺のところは規定としてつくれそうですか。

【金城課長補佐】 努力義務規定としてということで考えてございます。

【平田部会長】 そうですね。今もそういうものはあるんですか。努力義務規定だから。

【金城課長補佐】 いえ、今、法令上の規定は一切ないものですから、今回新たに条例に規定を設けることができないだろうかと考えているところでございます。施設廃止後に調査を行う際に、施設設置者が指定調査機関に情報提供するように努めなければならないというのが、この4月に施行されました改正法で新たに加えられたわけですが、今回課題と考えておりますのは、それ以前に、早い時期から所有者が将来的に調査しなくてはいけないんだということを認識していただく、それを促進する仕組みとして、早い時期から施設設置者が情報を提供するということを促すために規定を設けることを考えているということでございます。

以前の部会で若干ご説明させていただきましたが、現在でも水質規制の立入検査の際に施設設置者さんに「土地所有者にお伝えしてください」という行政指導をしてございますけども、特に何かに基づく指導ということではありませんので、この際、努力義務規定とこのを設けて、より指導の実効性を高めていければと考えている次第です。

【平田部会長】 これは黒坂先生、いかがですか。新たに加えるということ。

【黒坂委員】 努力義務規定ですので、どうやって実効性の確保をむしろするのかという実務的な問題はあると思うんですけど、法的な問題は、そこに明記すること自体は問題はないと思いますので、むしろそれをどう生かしていくかというところのほうが大事ななという、これは法律の問題ではなくてというところになってくるかなと思います。

【平田部会長】 運用上の問題ですよ。府としても指導はしやすくなるという意味ですかね。

【金城課長補佐】 はい。施設設置者が指導によく耳を傾けていただけるようになるのではないかと期待しております。

【平田部会長】 私、よく現状がわからないんですけど、勝手に建物をつくるんですか。土地を借りますよね。半分ぐらいは借りているということですね、事業者が。建てる時に地主さんは何も言わないんですか、現実問題として。

【金城課長補佐】 土地の賃貸借契約で契約事項にどこまで書き込んでいるかということになるとと思いますが、あまり詳細にはおそらくされていない、一般的にはされていないかと思います。

【平田部会長】 よく言われるのは、工場廃止時に有害物質を使っていたと初めて知ったとかね、地主さんが。とんでもない話がたくさんあると思うんですけど、そういうのは問

題が起こりますか、現実に。

【倉内副主査】 実際、「初めて聞いたわ」とおっしゃる方が指導をしている中で多くございます。なかなかやっぱり納得されなくて。

【平田部会長】 納得しないでしょうね。

【倉内副主査】 はい。そこを何度も何度も説明をして、渋々というような形にはなるんですけども、そこで初めて聞いたということで、そこがスタートになってしまって、なかなか期間が120日以内にというところが非常に難しくなったりする場合があります。

【益田委員】 土地所有者が知らない間に相続したりとか、かわっていたりしたら、なおのことそんなことがありますよね。

【倉内副主査】 そうですね。はい。

【益田委員】 ここでつながっていないくて、情報がそのまま。

【倉内副主査】 しっかり説明が伝わっていないというケースもあるので、その都度新しい方に説明はさせていただいているというのが現状です。

【平田部会長】 もちろん調査費等々は事業者が出すんですよね、多分ね。

【倉内副主査】 おそらくそうだと。

【平田部会長】 話し合いの中でね。

【倉内副主査】 はい。

【金城課長補佐】 少し加えますと、施設の廃止がありますと所管行政が土地所有者に通知をするということが法律で定められております。通知ですので郵送すればいいのですが、実際には訪問したり、あるいは電話で連絡をとって、よく法の趣旨などを説明してご理解いただくということを行っております。調査に円滑に着手していただけるように、現在でもそうしたことに取り組んでいます。

【平田部会長】 いかがですか、勝見委員。

【勝見委員】 1つ教えていただきたいことが、13ページの真ん中辺ですね。箇条書きの5つ目なんですけれども、「また、府域では、法及び条例に規定する」云々で約6割だと、全国の約5割と比べて高いということをご説明なんですけれども、この6割というのは、施設設置者と土地所有者が異なる場合で廃止時の調査によって汚染が判明した割合が6割ということなんですか、それとも、そうではなくて、一般的に廃止時の調査をしたら6割なんだということなんですか。

【金城課長補佐】 異なる場合に限ってということではありませんで、一般的に全体と

してであります。

【勝見委員】　　ということは、やはり廃止時の調査を速やかかつ適切にやるということが大阪府は重要だと考えているということで、このご説明を入れられているわけですね。

【金城課長補佐】　　はい。

【平田部会長】　　傾向はあるんですか。どちらのほうで汚染。どちらというか、要は土地の所有者と事業者が違っている場合に、汚染が見つかる割合が高いとか低いとか、そういう傾向はあるんですか。

【倉内副主査】　　そこまで調べたことはありません。

【平田部会長】　　また機会があれば、重要な情報かなと思いますので教えてください。

【倉内副主査】　　はい。

【平田部会長】　　木元先生、いかがですか。

【木元委員】　　少し戻るんですけれども、教えていただきたいと思ったのが、10ページの軽易な行為というところなんですけれども、例えば土地の一部を大規模な掘削とか盛土なしに公園とか道路として使うようにするというようなときに、これに該当するケースがあるのかなと思ったんですけれども。

【金城課長補佐】　　工場における新たな調査の義務づけにおいて、軽易な行為については除外するというのを法のほうではされていて、条例でもそこは同様にという案をお示しさせていただいているんですけれども、先生がおっしゃいますような公園とか道路とかというような公衆が立ち入るような場所に用途を変更しようという場合については、現在の条例で規模にかかわらず調査を義務づけておりまして、その仕組みは今後も残していく必要があるのではないかと考えてございまして、12ページの4)のところでお示しさせていただいているのがその内容です。

【木元委員】　　ここの4)の1つ目のボツの2行目の「工場以外の用途に利用しようとする形質変更」と書いてあるのが。

【金城課長補佐】　　その形質変更の要件、除外規定がないかということでございますね。

【木元委員】　　はい。

【倉内副主査】　　それについては、条例では除外規定は設けておりませんので、全ての行為としております。

【平田部会長】　　公園等々にする場合でも全部調査しなきゃいけないということですね。

【倉内副主査】　　条例では全てとしています。

【平田部会長】　　そういうことですね。よろしいですか。

【木元委員】　　はい。

【平田部会長】　　じゃ、もう少し先に進ませていただいて、あと、自主調査ですよ。ダイオキシンもそうなんです、ここはいかがでしょうか。なかなか自主調査の場合、情報が上がってこないということですよ。

【倉内副主査】　　はい。

【平田部会長】　　汚染が見つければ上げなきゃ。見つかったら報告しなくてもいいわけか。

【倉内副主査】　　義務はありませんので、報告いただかなければこちらも把握するすべはございません。

【平田部会長】　　できるだけ自主調査を、14条ですね、あれを利用していただいて調査を先に先にやっていただくと。そうすると楽ですもんね。ほんとうは土地の所有者も楽なんですけど、見つかったときにどうするかということがありますしね。ほんとうに自分が勝手に、勝手にといたらおかしいな、行政と相談なしにやっちゃうと全然わからないですよ。行政に相談しますと、ちゃんと調査の方法から対策まで教えてもらってやると。それでも、これ、報告しない例があるんでしょう。この20ページの表6を見ていると。

【倉内副主査】　　そうですね。報告がされない件数もやはりあります。

【金城課長補佐】　　どれだけの数の自主調査が行われているかということなんですけども、環境省の調査で全国的には土壌の調査のうちの約7割が法令に基づくものではなくて自主調査だということで、ですので、その自主調査をより有効に活用しなければならないという観点での法改正が22年にあって、自主調査の結果でもって区域指定の申請を行政庁に行えるというのが法律のほうでは設けられたわけですが、条例のほうが遅れて、まだ規定を設けておりませんので、具体的にはダイオキシンについてということになりますが、少し遅れましたけれども、今回新たに規定を設けて法に合わせていきたいと考えているわけですよ。

【平田部会長】　　いかがでしょうか。自主調査はものすごくたくさんやっているのに、それをきちっと行政が把握できるようにするためにどういう方策があるかということですよ。

【金城課長補佐】　　はい。

【平田部会長】　　ほんとうにわからないまま終わっているものもいっぱいあるというこ

とですよ。

【金城課長補佐】 はい。これまでの部会での議論で、土地所有者あるいは事業者にとって自主調査を行うということにどんなメリットがあるか、それから、条例に定めている指針に基づいて行政庁とやりとりをしながら自主調査やその後の自主措置などをやるということにどういったメリットがあるのかということをよく理解いただくということが重要だとご指摘を頂戴してまいりました。その点を重視して、今後の普及啓発において取り組んでいきたいと考えてございます。

【平田部会長】 それと、環境省の調査の結果でもそうなんだけど、要措置区域はもちろそう。何かやらなきゃいけない。形質変更時要届出区域でもそうなんです。形質変更時要届出区域で行っている対策の70%ぐらいが掘削除去なんです。要措置区域とあまり変わらないんですよ。だから、土地の所有者にとって、要措置区域であれ形質変更時要届出区域であれ、どちらでも嫌なんです。指定をされるということが嫌なんです。それに対してものすごい嫌悪感があるので、「何で形質変更時要届出区域でこれだけ掘るの？」というぐらい掘っているんですよ。データの見方ですけど、80から70に減っているからちょっとよくなっているという人もいるんですけど、「何で形質変更時要届出区域で70%も掘削するの？」という、そこですよ。だから、そういうところは行政の方もよく説明をしてあげるんですかね。嫌なんです、やっぱり。指定されるのが嫌。だから、これを上げないんですよ。教えてもらっただけでも、調査やりましたと、汚染がありましたと、どうしたのか、報告もしないと。ほんとうは指定を受けないと土は動かせないですよ、指定されてしまうとね。そこは大事なんですけど、自主調査の場合は網がかからないので、嫌なんでしょうね。どうしますかね。嫌なものじゃないんですよ、こんないっぱいあるんですよということを言うんですかね。

【金城課長補佐】 区域指定の情報については、土地取引の際の重要事項説明に定められているので、必ず相手に伝えなくてはならないということが重たいのかもしれませんがね。

【平田部会長】 そうなんです。その瑕疵担保ができちゃうので、自主調査をやっけてきれいにしておけば何も書かなくていいという、わけわからんことになっちゃいますよね。それが嫌なんでしょう。実はそこ、一番嫌なんです。要は土壌、地下水の汚染の対策というのは管理するということが一番大事なので、管理すれば十分やっけていけるんですよということを説明すればいいんですけど、そこへいくまでの間に自分たちで調査をして掘っちゃうという感じですよ。そういう意味でいつも言われるのは、どういうメリッ

トがあるんですかということですよ。

益田先生、いかがですか、これ。

【益田委員】 今、新しい視点を聞きました。興味深いですね。でも、何とかしないといけないですよ。結局排出土のほうの問題が生じるわけでもんね。排出土を捨てる場所というのが今度問題になってくるということと、やっぱり土砂ってその場所に置いておけば大して物は動かないんだけど、ふただけしてしまえば別にいいんだけど、一旦動かしてしまうと今度再移動し始めるようなケースってあるじゃないですか。結局、雨水の浸透がしやすくなったりとかね。そういうふうな残土の排出土のほうの処理をきちんとなしとしないといけないということがあつたりするので、やっぱり今おっしゃったように行政がきちんと説明して、しかるべき措置をしてあれば、例え汚染があっても大丈夫なんだと。動かすほうがよろしくないの、そのまま使ってくれと言えるような仕組みがあつたほうがいよ様に思いますね。

【平田部会長】 ほんとうに酸素を入れるだけでもえらい変わっちゃうもんね。

【益田委員】 そう、すごく違ってしまう。

【平田部会長】 酸化状態になっちゃうと全然溶出形態が変わっちゃうので。

【勝見委員】 残土条例、数年前に黒坂先生とお手伝いさせていただきましたけど、それとの関係はどうなるのでしょうか。そちらで動く土については、府内であればある程度キャッチできるような仕組みをつくられたと思うんですけど、それも土量と面積の限界は、下限も設けられていたので、抜けてしまわないわけではないんですけども。

【金城課長補佐】 すみません、残土条例との関係ですけれども、まだ整理できていませんので、次回ご説明させていただきたいと思います。申しわけございませんが。

【平田部会長】 いや、一番今回の土対法でやったようなところは、土の動かし方は自由になるんですよ。あっちに行ったりこっちに行ったりするんです。益田先生がおっしゃるように1回動いちゃうと次々動いていくんですよ。

【勝見委員】 変わりますし、動きます。

【平田部会長】 土も動くし、中の物質も動くという、ちょっと面倒くさいですよ。そこまで、でも、法的にですよ、どうするのかという。いずれにしても自主調査はものすごくされていますので、そのデータを大阪府のほうできちっと収集をして管理ができるようなシステムをつくると、お願いをするということだと思えるんですよ。

黒坂先生、いかがですか。

【黒坂委員】 土対法の俎上につてくれば指示措置制度ということになってくるので、安易には動かさないと申すんですけど、先生のおっしゃるとおり、やはり自主調査ですとまず俎上に上がってこないで、そこがかなり問題だとは私も思っています、土対法の制定当初の事件の判決ですけれども、指示措置制度なんかはまだできる前の事案の判例なんですけれども、自分で調べて、自主調査して、自主的、かなり汚染されていたので、24億かけて対応した、おそらく掘削除去したんだと思うんですけど、それできれいにして、でも、土対法の前からの土地所有者でしたので、当然汚染を知らなくて、ずっと前に土地を買って、でも、汚れていてという方が24億かけたんですけど、原因者が倒産破産していますので求償もできないということで、訴訟を国に対して起こした判決が平成24年にあるんですけど、やはりそれも、法的には今回は国家賠償法の判決だったのでどうしようもないということで、認められなかったんですけど、多くの先生方、かなり土地所有者に関しては犠牲者というか、かわいそうというか、というようなご意見も多いので、こういった自主調査のあり方というのは今後まだどんどん出てくるんじゃないかなと、おっしゃるとおりのことを心で思いながら聞いておりました。

【平田部会長】 善意の地主さんってたくさんいらっしゃるんで、そこですよ。土対法そのものは管理がベースになっていますので、掘削除去しましても、そのお金を請求してもどこにも請求するところがないんですね。指示措置以上のものは請求できないということです、請求してもせいぜい覆土ぐらいですかね。そのぐらいのものしか請求できないような感じがしますよね。

【黒坂委員】 自主調査をして、それを土対法の俎上につせて、求償をむしろしていくような形、俎上につせること自体が大事かなと思いますので、おっしゃるとおりのことをずっと思いながら聞いておりました。

【平田部会長】 そうですよ。その第一歩ということ、お願いするということで、そのときにこういうメリットがありますよということを綿々と説明するんでしょうけれども、なかなかそれも難しいですね。地主さんってそれがメリットには映らないという、「報告しなくてもいいんじゃないの？」という、そういう感じに映ってしまうんですよ、多分ね。

【益田委員】 だけど、今聞いた話だと、実際に処理に係る費用のことを考えると、地主のほうにとっても処理しないで済むということは相当大きなメリットですよ。

【平田部会長】 そうですよ。

【益田委員】 だから、考えてみたら、動かさないことが環境に対しても経済効果とい

うものを考えた場合でもメリットが大きい。だから、そういうふうなことはどこかで地主さんに、土地を管理する人にやっぱりきちんと理解してもらわないといけないといかぬ。そういう部分なんじゃないかと。

【平田部会長】　そうですね。十分な知識があれば、じゃ、管理していきましようかと。あるいは土地を細かく分けて個人に売却するというのはちょっとしんどいかもしれないんだけど、例えばマンションだったらそういうふうな全体で管理ができるとかぬ。多分、汚染が見つかりと地主さんはびっくりしちゃうんだよね。こんなん、とんでも嫌だというので掘削しちゃうという、そういうケースが多いと思うんですよね。そういう意味では、十分説明していくということに尽きるんじゃないかなと思うんですけどね。

それと、もちろん大事なものは、サクセスストーリーというか、成功事例をきちっとつけてあげるといことだと思うんですよね。こういう汚染があったんだけど、自主調査をして、管理をして、それで今こういうふうになんてできてますよという、そういうふうな成功事例を説明してあげれば納得していただく方も多いのかなという感じがするんですけどね。

勝見先生、木元先生、いかがですか。ここは難しいところですね。

【勝見委員】　科学的には汚染土があっても封じ込め管理で土地を使うには問題ないといことは、この部屋の中にいらっしゃる方々は理解できても、外に出ると理解できない。それを理解していただけるようなことが必要ですよ。

【平田部会長】　必要ですよ。

【勝見委員】　税金がちょっと。土地代はどうなるんですか、その場合は。汚染が残っているから土地代はちょっと下がっちゃうわと、それに付随して払わなきゃいけない税金が実は得だよみたいなことになっていると、うん、トータルで見たらあながち損ではないですよというものも成功事例に入れていただいて。

【平田部会長】　それはほんとうに行政のほうのあれです。

そういう意味で、これは努力義務ですから、逆に行政側もやっぱり努力が必要だと思うんですよね。できるだけたくさん土地の管理をする情報を集めるといことだと思うんです。

ということで、全体を通していかがでしょうか、前半部分は。面積要件の件とか、自主調査の報告のお願いとか、そういうところを改めて書き込むといことになると思いますが。よろしいでしょうか。

そしたら、前半部はここで、残り後半部の説明をお願いできますでしょうか。

【倉内副主査】 では、後半部分の説明をさせていただきます。

まず、資料1の2枚目をもう一度開いていただければと思います。

後半では、(3)の指定区域におけるリスク管理のあり方についてご説明をさせていただきます。今回の部会では、第二次答申の内容及び府域の状況等をお示しいたしまして、次回の部会以降で、今までのご意見等も踏まえまして、例えば土地の形質変更するときの事後届出などするときにはきっちり適正に管理されて記録することが重要だというご意見をいただけてきましたので、そういうことも踏まえて、次回の部会以降で論点をお示ししようと考えております。

資料の23ページからになります。

指定区域におけるリスク管理のあり方の1つ目としまして、要措置区域内における汚染の除去等に係るリスク管理の強化についてでございます。

改正法の概要としましては、要措置区域での汚染の除去等について、計画を作成して提出すべきことを指示するであるとか、実施措置を講じたときには知事に報告しなければならないというような規定が今回設けられました。第二次答申としまして、さまざまな手続についてであるとか書類の提出等について細かく示されたところでございまして、参考資料1に中央環境審議会の第二次答申から今回のテーマについて抜粋したものを載せています。これだけ細かい内容が今回答申の中で示されておりますが、部会の資料1の中にはそれをまとめた形で示させていただきます。

では、23ページに戻っていただいて、ご説明をさせていただきます。

第二次答申の概要としまして、手続や実施措置を行うに当たっての要件について具体的な内容が示されております。現行の技術的基準に加えまして、汚染土壌が帯水層に接する場合など、地下水位の管理を行うなどといった要件が記されております。

24ページをごらんください。

措置指示を行うに当たって、措置の種類ごとに新たに定めるべき技術的基準についても示されたところです。

③のところですが、知事に提出する事項についてまとめております。汚染除去等の計画の記載事項につきましては、措置の選択理由であるとか、掘削する範囲と地下水位の関係などを記載することとされております。

汚染除去の計画の提出を要しない軽微な行為、軽微な変更についての要件についても、

幾つか示されたところです。

措置が終わった後の報告が義務づけられたところですが、その報告内容についても具体的に示されています。工事の終了時点、措置の完了時点について、それぞれ報告することであるとか、軽微な変更についても報告に含めることというようなことが示されています。

工事を終了したときに報告する事項としましては、着手日や工事の終了日、措置の内容を明らかにした図面などを報告することとしております。

26ページをごらんください。

措置の全てが完了した際にも、措置完了日であるとか、措置の種類に応じて報告すべき事項として、さまざまなことが示されています。

④としまして、届出等を不要とするボーリングの要件としまして、要措置区域であれば原則形質変更の禁止となっていますけれども、その禁止の例外や、形質変更時要届出区域における形質変更の届出を不要とする要件が示されたところです。

⑤として、台帳の記載事項の取扱いとしまして、現在の台帳の記載事項に加えまして、汚染除去の措置に係る事項であるとか、それ以外の事項についても新たに追加して記することが適当であると示されたところでございます。

27ページで、条例の概要と府域の状況についてのご説明をさせていただきます。

現行の条例においては、改正法で定められたような汚染除去等に関する計画の提出や完了後の報告についての定めはございません。

法に基づく要措置区域は29年度末現在で累計13件指定してございまして、このうち9件については既に解除を行っております。条例に基づく要措置管理区域については、29年度末時点で累計1件の指定がございまして、既に解除をしております。

現在、大阪府では、手続がありませんので、国のガイドラインに従いまして、措置を実施する前に計画書の提出であるとか、措置が終わればその報告を行うように指導しているというのが現状でございます。

続いて、28ページをごらんください。

2つ目としまして、臨海部の工業専用地域におけるリスクに応じた規制の合理化についてでございます。

改正法の概要としましては、形質変更時要届出区域に指定された土地で、汚染が専ら自然由来や埋立材に由来するものであり、かつ人の健康に係る被害が生じるおそれがない土地の形質変更については、事前届出の例外として、一定の期間ごとに事後的に届出を行う

こととする規定が設けられたところです。その届出の内容や区域の要件について、第二次答申で詳しく示されたところです。

臨海部の特例区域の要件について、専ら自然由来とはどういうものか、専ら水面埋立てに用いられた土砂由来とはどういうものかが示されています。それ以外にも、人の健康の被害に関する要件について、工業専用地域であることというような要件が示されたところでございます。

29ページをごらんください。

事前の届出に代えて、知事の確認を受けた場合に事後届出が可能ですというようになっているのですが、知事の確認を受けるという中で、施行及び管理に関する方針を提出することとされておりまして、その方針の中身についても具体的に記されておりまして、

施行方法については、おそれの区分けをして区分に応じた方法で実施しましょうであるとか、管理の方法については、記録及び保管の方法や、汚染が確認されたときの対応方法などを記するということが示されたところでございます。

さらに、事後の届出を行う期間は1年間ごとといったことが示されています。

30ページをごらんください。

施行及び管理に関する方針の確認を受けた後、その内容を変更するようなどきについての手続も示されたところでございます。特例区域以外に変更する場合には、廃止の届出を行うことであるとか、その場合には今まで管理していた実績を提出しないといけないですよということであるとか、確認できた汚染状態に応じて区域の指定を変更することというような細かい内容が示されたところです。

他にも、確認を受けた方針に反する行為が行われたりする場合には、確認を取り消すことが適当だということが示されたところです。

また、臨海部の特例区域の申請のための調査の方法としまして、確認の申請というのは原則、既に自然由来特例区域や埋立地特例区域に指定されている土地について行うことが適当だということを示されておりまして、また、現在区域指定されていない土地についても調査を行って、区域指定申請とともにこの方針を提出することが適当だということを示されたところでございます。

3) のところに条例の概要を示しております。

現行の条例については、法と同様に要届出管理区域のうち汚染状態が専ら自然的要因であることなどによって特別の要件を満たすときには、特に自然由来特例区域、埋立地特例

区域、埋立地管理区域として指定することとしております。これら条例に基づく要届出管理区域において土地の形質変更を行う場合に、工事ごとの事前届出を行うことを義務づけておりまして、改正法に定められたような臨海部の工業専用地域においての形質変更については事後的な届出とするような特例は設けておりません。

31 ページに府域の状況をお示ししております。

図3の青い部分になるんですけども、大阪湾に面して9市3町ございまして、そのうち8市1町の臨海部において工業専用地域に指定された区域がございます。

臨海部における自然由来特例区域などの指定状況につきましては、32ページの表7にまとめさせていただいております。

法に基づく自然由来特例区域については府域で40件ございまして、そのうち3件が臨海部の工業専用地域に位置しております。また、法に基づく埋立地管理区域は19件ございまして、19件とも臨海部の工業専用地域に位置しております。ただ、府域において条例に基づく自然由来特例区域や埋立地特例区域というのは、現在のところ1件もございません。

その臨海部の工業専用地域がどこに位置しているのかというのを、図4、図5で示させていただいております。

33ページの③のところ、臨海部の工業専用地域における有害物質使用施設の設置状況についてですが、条例で規定しています有害物質使用届出施設を設置している工場の件数は府域全体で23件ございまして、このうち3件が臨海部の工業専用地域に立地しています。

続いて、34ページをごらんください。

自然由来等による基準不適合土壌に関するリスクに応じた規制の合理化としまして、改正法の中では、基準不適合が自然由来によるものであれば、土壌の搬出を行う場合に処理施設で処理をするということに限定するのではなくて、地質が同じで自然由来の土壌がある別の指定区域への移動を可能とするような規定が設けられたところでございます。

第二次答申で、その区域の移動が可能な汚染土壌の要件について示されたところです。区域間の移動が可能な汚染土壌の要件であるとか、受入側の要件として、搬出元の区域指定の物質を全部含んでいるであるとか、地質が同じである基準についての要件が示されたところです。

35ページに届出事項についても示されております。

搬出側としまして、搬出届出について、現行の搬出届出の内容に加えて、搬出先での自然由来の土壌を形質変更を使用することを示す書類や、汚染状態を示す書類、地層構成が同じであるというようなことを示す書類を提出することが適当だと示されています。

受入側としまして、受入側で土地の形質変更をしますので、現行の形質変更の届出に加えて、使用する汚染土壌、自然由来の汚染土壌の元あった場所のことであるとか、汚染の由来の別であるとか、汚染状態について追加することが適当とされたところです。

③としまして、自然由来などの土壌に適応した処理施設の構造要件等としまして、自然由来の土壌を水面埋立てまたは構造物利用する場合の手続の流れについても示されたところでございます。

36ページをごらんください。

水面埋立てや構造物利用の要件についても、第二次答申で詳しく示されております。また、廃止時についても、覆土をすることや、調査を行って、その結果を踏まえて区域指定を行うことというような具体的な内容が示されたところでございます。

一番下に、条例の概要としまして、現行の条例では改正法のような自然由来特例区域や埋立地特例区域間での汚染土壌の移動や処理に関しての規定は設けておりません。

37ページに、府域の状況についてまとめております。

府域では、大阪市内で自然由来の基準不適合土壌が広く分布している特徴があります。府域では、平成29年度末現在の法に基づく形質変更時要届出区域が363件ございまして、このうち自然由来の特例区域で指定しているものが大阪市域に38件、門真市域に2件の合計40件ございます。この件数が全国の自然由来特例区域の指定件数158件の25%ほどを占めている状況でございます。

自然由来特例区域の指定の理由となった有害物質については表8にまとめておりまして、砒素が最も多くなっておりまして、次いでふっ素、ほう素という順になっております。

現在、条例に基づく要届出管理区域は25件ございますが、自然由来特例区域や埋立地特例区域の指定は現在のところございません。

続いて、38ページをごらんください。

4つ目としまして、区域指定された土地の土壌の移動に関するリスクに応じた規制の合理化としまして、改正法では要措置区域等からの搬出を行う際に届出を行い、同一の調査契機による土壌汚染状況調査の結果に基づいて指定された区域間において、土地の形質変更を利用する場合であれば、汚染土壌処理を業者委託しなくてもいいという規定が設けら

れたところでございます。

第二次答申では、搬出を行う際の現行の届出事項に、さらに追加すべき事項が示されたところでございます。

条例の概要としまして、条例では、法と同様に、要措置管理区域などから土壌の搬出を行う際の届出であるとか、汚染処理業の処理の委託についての規定を現行の条例で設けておりますが、改正法で示されたような、区域指定された飛び地間で土壌を移動させて土地の形質変更を使用する場合に、処理業者に委託を行わなくてもよいとするような規定は設けておりません。

最後に、府域の状況についてですが、29年度末現在で条例に基づく要届出管理区域は25件ございまして、要措置管理区域に指定している区域はございません。この要届出管理区域のうち、飛び地になって指定された区画が存在するものは13件ございます。

以上が、後半部分の内容です。

【平田部会長】 どうもありがとうございました。

では、この後半部分の論点は次回にお示しするというので、きょうはその論点整理のためのご意見をいただくということよろしいでしょうか。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 というところで、いろいろ細かいところですよ。最初のところは要措置区域なんですけど、もともと要措置区域というのは形質変更しないということで作られているので、だから、今は指示措置を実行するときに同時に対策も行ってしまうという、そういう感じになっていると思うんですよ。このときはきちっと形質変更時要届出区域と同じようなことも認めるということで、一方で、形質変更時要届出区域についてはほんとうに細かいところまで全部決めていきますので、それについては少し緩和できるものは緩和していきましょと、そういう感じだったと思います。

それで、27ページに、大阪、4)のところですよ。要措置区域として13件指定していて、措置が完了して指定を解除している。9件は解除しているというのですが、これは完全に解除したという意味ですか。

【倉内副主査】 そうです。完全に解除しております。掘削除去であるとか原位置浄化の措置が講じられましたので、指定は解除しております。

【平田部会長】 普通はよく言われるのは、要措置区域で指示措置を行って、形質変更時要届出区域に変えるという、そういうこともありますよね。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 大阪はどうですか。そういうことはやらなくても一気に解除にいったらうんですか。

【倉内副主査】 そうですね。一気に解除されているほうが多いです。

【平田部会長】 多いですね。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 わかりました。

いかがでしょうか。特に臨海部なんかは大阪湾を抱えていますので、東京湾の次に埋め立ての多いところですよ。次にというか、湾岸は東京湾も大阪湾もほとんど埋立地ばかりですよ。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 自然のところってほとんどないのかな。

【金城課長補佐】 自然海浜は1%あるかないかです。

【平田部会長】 少ないですよ。あと、皆、人の手が加わっていますよね。

【金城課長補佐】 はい。

【中戸課長補佐】 岬町に少し残っています。

【平田部会長】 その中でも、特に工業専用地域での土の動かしが結構自由になってくるとのことだと思います。

大阪府は何が一番厄介だと思いますか、今回の法改正で。

【金城課長補佐】 ご説明いたしました4項目ですけれども、いずれも既に法律改正がなされて、政省令の改正に向けて4月に中環審の二次答申が出されたという、そういう状況でございます。今後具体的な手続の内容であるとか、あるいは技術的な基準が定められると。今回の答申はまさにそのような内容となっております。

要措置区域における措置の指示や、自然由来などの特例区域の形質変更のときの技術的な基準ですとか、府条例は法の制度と同じように現在整備していますので、基本としては法律改正があった部分は条例も合わせていくということかと考えております。

【益田委員】 ちょっと聞いていいですか。この今の自然由来特例区域って何が特例なんですか。

【倉内副主査】 自然由来特例区域に指定しますと、その土地を形質変更するときに、人為由来であれば地下水に接しないように矢板を打つとか施工方法が厳しくなっています

けれども、自然由来であれば、その一帯に汚染された地層があるということなので、地下水に接してもいいというように施工方法が少し緩和されております。

【金城課長補佐】 特例区域の指定件数ですけれども、法に基づく指定はそこそこの数がありますけれども、先ほどご説明させていただきましたように条例に基づく特例区域の指定はないという状況でありますので、法と同様の制度を条例で整備した場合にどれだけ活用されるかというのは、今の時点ではなかなか見通しがつきにくいところがございますけれども、潜在的な可能性も含めて、今回の法改正事項のような新たな取扱いというのが今後生じてくるのでしょうか、需要があるのでしょうか、ということはあろうかと考えております。

【平田部会長】 32ページの表7に特例区域の件数が出ていますよね。埋立地管理区域が非常に多いというのは52年以前という、そういう意味ですか。

【倉内副主査】 そうです。はい。

【平田部会長】 やっぱりそうなんです。これはよく言われるんですよ。特例区域になるところなんてほとんどないよとか言われる。

【倉内副主査】 はい、そうです。52年以前のものが非常に多いです。

【平田部会長】 それと、同一の地質といったときに、大阪府だったら何メートルまでいいますか、深さは。その辺は結構ややこしくて、普通は10メートルじゃないよね。ボーリングは10メートルしかしないから。

【勝見委員】 今回の自然由来の移動については、必ずしも10メートルということではないです。

【平田部会長】 ないだろう。

【勝見委員】 はい。

【平田部会長】 その辺は結構ね。いやいや、地層って傾いてるから。

【勝見委員】 10メートルだけだとつながらないですよ、全然。

【平田部会長】 つながらないよね。

【勝見委員】 はい。

【平田部会長】 そのあたりは難儀ですよ、結構現場は。つなげるためにはボーリングも要るし。大阪はたくさんボーリングがあるから大丈夫。その資料でもって大丈夫かと言われますよ。どうですか。面倒くさいですよ、結構。

【金城課長補佐】 地質の同一性の判断ですけれども、自治体ごとにばらばらな判断を

してはいけないと思いますので、施行までの間に何らか環境省さんのほうから考え方が示されればいなと考えております。

【平田部会長】 自然由来は厄介だからね。

【益田委員】 今ので教えてほしいんですけど、今、一応土対法の規制にかかっているのは10メートルまでなんだけど、先ほどおっしゃった10メートルまでの深さの連続性だけだとだめだというのの根拠って何なんですか。

【平田部会長】 だめだというか、地質はずっとつながっていつていますので、それがどこまで認められるのかというスタンスでしょう。

【勝見委員】 今度の法改正で、自然由来の特例区域として入れられる特例区域があれば、こちらの土をこちらの土に持っていてもいいという改正になったんですけども、その場合は同一の地層だという……。

【益田委員】 判断をしないとイケないということなんですね。

【勝見委員】 ええ。ただ、それは、ぎりぎりとほんとうに同一の地層かということまで判断しようというよりも、「あんまり遠くに持っていくというのはナンセンスじゃないの？」ということ、やはりでどのまとまった区域の中で土をやりとりするというのがあるべき姿だろうというような話は会合の中ではございました。

【益田委員】 そういう意味で、連続性を見ていくと。そしたら、ものすごい極端な話をしたら、例えば想定しているような区域の範囲というのがあって、それをはみ出したところで例えば同一の地層だということが証明されれば、それはいいよということなんですか。

【勝見委員】 持ってくることにされていますね。

【益田委員】 それとも、それもできたらやめてほしいよという話なんですか。

【勝見委員】 その想定される外というのがどれぐらい外かによると思いますけれども、ほんとうにほんとうに、いやいや、ここも隣にしてもいいだろうというか、科学的にそういうレベルであれば移動してもいいだろうということになるでしょうし、何かえらい山を越えて、全然違うじゃないのというのを無理やり同一としようというのもどうかなと思います。

【益田委員】 ものすごく一般的な話をすれば、大阪府下って地層の分布の状況がかなり正確にわかっているんですよ。すごくたくさんボーリングのデータがあって、それに基づいて相当正確に地層の分布が押さえられているので、それに基づいてやれば結構、想定

内というのが、想定しているのがどれぐらいの範囲かよくわからないんだけど、府内全域でこの10メートルまでの深さに出てくる地層がどの地域はどこにまで分布しているのって、相当正確に把握はされているんですよ。だから、それは多分法的な根拠として使えるというか、そこである1つ例えばボーリング、掘ったら、周辺のものに対応させることはかなりの精度でできると思うんですけど。

【勝見委員】 大阪はそういうデータがあるので、そういう制度になっても大丈夫だろうという感触は私も持っています。ぜひ、そういうデータをちゃんと活用していただきたいなと思います。

【平田部会長】 道路とかああいうの、すごく遠くまで行っちゃうとか、そういう可能性があるのと、もう1つは、これは指定区域の中の話だから、区域指定をしないとだめです。そこですよ。そういう意味では、湾岸の埋立地の中だけであればまあまあかなという感じはしますが、その辺のところですよ。日本の場合、掘れば必ず深いところは出てくるので、そういうところまでという話もおかしな話でもあるし、だから、常識の範囲ですよ。「どこまで動かすの？」という。延々向こうまでというようなことはないだろうし。その辺のところを大阪府のほうもきちっとこれまでのデータで見ておかないと、質問が飛んできますよ。

【金城課長補佐】 はい、よくわかりました。

【平田部会長】 厄介ですので、その辺が。ただ、もっとも区域指定をしての話ですから。

【勝見委員】 変な残土処分場ができてしまうなんていうことも避けないといけないですよ。

【平田部会長】 そうですよ。

【勝見委員】 もちろんそれはあってはならないということで制度整備は進められていると認識していますけれども、やはり大阪府のほうでも残土条例もそういう趣旨でつくられたということがございますので、そこはご注意ください点だなと思います。

【平田部会長】 特に埋立地だったら、すぐに残土をいっぱい持ってくると。残土処理場かというふうなことになりかねないところがあるので、そういうのを注意されたほうがいいですよ。あと、よく今言われているのはトレーサビリティって、どこにどういふものを移したのかということをはっきりしておくということが特に大事なかなという感じがしますよ。

【勝見委員】 私、1つ教えていただきたいのは、条例に基づいて自然由来特例区域が指定されるというのはどういう状況を考えていいんでしょう。その例はないというご説明なんですけれども、どんなイメージを持っておいたらいいんでしょうか。

【倉内副主査】 条例で区域指定されるというのは、条例の調査の契機でないとならないので、1つは条例で規定している有害物質を使っているような施設の工場の敷地の中で、ずっと工場だけを使っているのであれば人為由来になるんですけれども、広大な敷地で、一部グラウンドとか全く有害物質を使っていないような土地であるような場所で、近隣に自然由来の法であるとかの区域指定がなされているというようなケースであれば、隣地であれば同じような地層がある可能性が高いので、そういう場合にはその区域について自然由来の特例区域に指定するということになります。

【勝見委員】 それは条例に基づいてということになるんですか。

【倉内副主査】 条例に基づいてということになります。

【勝見委員】 法ではなくて。

【倉内副主査】 はい。調査の対象となるのが条例の対象工場になりますので、その調査範囲については条例に基づく指定をすることになります。

【勝見委員】 わかったようなわからないような感じですけども。なので、そういう事例はないと。

【倉内副主査】 今のところ、ないです。

【勝見委員】 そういう方向にご指導をされたということもないということ。

【倉内副主査】 今のところはありません。

【勝見委員】 ですから、非常にレアなケースだと思っておいて、ほとんど自然由来の場合は法に基づいて区域指定がなされる。埋立地管理区域、特例区域もそうだと、そういう認識でいいわけですね。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 黒坂先生、法律上で注意しなきゃいけないところってございますかね。

【黒坂委員】 法律上ではないのですが、先ほどから出ていたやっぱり残土条例との関係が少し気になっていまして、たしか残土条例って3,000か、数年前の記憶ですのであれなんですけど、3,000がラインだったと思いますし、あと、多分汚染されていない土壌が基本的に対象だったと思うので、どういうすみ分けをされていて、どういった関係になっていたかなということがちょっと気になりながら、やはり先ほどからお話が出ていた

ように、積み立てられて残土処分場のようになることが少し懸念されるので、そのあたりが少し気になっていました。

【平田部会長】 そしたら、皆さんそこを気にしているんですね。勝見先生もね。僕もそこは気になるので、一度この次までにその辺のところを論点として、すみ分けも含めて整理いただけますか。一番嫌なのは、埋立地があって、A社があって、B社があって、A社とB社の間での土の入れかえというのはまずないと思うんですけど、どっちかが残土をいっぱい受けられるよみたいな、そんなことになったときに、ほんとうに持っていきよのない土が山積みされるという、そういうことになりかねないと。勝見先生、そっちが心配ですね。

【勝見委員】 はい。

【平田部会長】 それだと思うんですね。

【勝見委員】 自然由来特例区域も多いので、そういう可能性が多いですね。

【平田部会長】 いっぱいある。

【黒坂委員】 そうですね。

【勝見委員】 うまく積極的に工事に使っていただくと、土地の有効利用ということで進めていただくみたいですが、そうでなくて、何か要らないものだけどこかに集められているみたいなことは避けていただきたいなど。

【平田部会長】 やめたほうがいいですね。そういう感じがありますよね。

益田先生、どうですか。動かすということについて、別に指定区域がどうのこうのじゃなくて、土壌を動かすときに注意しなきゃいけない。科学的にですね。サイエンスとして見たときに。

【益田委員】 だから、難しいと思うんですね。動かす場所がどういうところにあるかということがね。それと、処理をどうするかということが。やっぱり土をひっくり返すとどうしてもさっきおっしゃったように酸化するというのがあるし、すきすきになるので水が浸透しやすいという、そういうことが起こってくる。そういうことなので、動かした際に同じ地層だから、濃度が同じだからいいということではないと思うんですね、実際には。それなので、やっぱり動かした後の処理というか、それが適切にその場所から物が移動しないような環境をきちんとつくってやるということまで含めて利用しないといけないというふうには思いますね。

【平田部会長】 そういう意味で、やっぱり管理をするということが前提だよな。動か

した先もね。

【益田委員】 動かした先で。そういう観点から見たら、ほんとうのことを言うと、多分多少汚染があったとしてもそれを動かして使うというの、同じ地層だから動かしてもいいというよりは、ある程度、もうちょっと私は幅を持たせて、動かしたってきちんと管理してやれば問題ないんだよということはあると思うんですよね。結構厳しいなというふうには思います。

【平田部会長】 本来は、ちゃんと管理していただけるのであれば、要は埋立地だって管理型になって有害物質を閉じ込めているわけですから、管理するということが前提の。土だって管理していただけるのであれば別に僕もいいと思うんだけど、そうではない方もいらっしゃるの、そこが問題。

【勝見委員】 今、益田先生がおっしゃっているのは、35ページの③の自然由来等土壌に適応した処理施設の構造要件等ということだと思うんですが、こちらは区域間移動じゃなくて、全然違うところに新たに持っていくんだけど、ちゃんと管理するということを定めようとしていますので、それはうまく進められるといいのかなとは思いますが。ちょっと文言がわかりにくいので、すっと入ってこないんですけれども。

【平田部会長】 やはり先生方が気になるのは、私もそうですが、動かすということですよ。管理をするということが前提になっているということをきちっと条例でも書いてもらうということじゃないかなと思うんですが。

ただ、残土条例とすみ分けてはいると思うんだけど、接点とか、違いとか、改めて少し整理をしていただいて、この次に論点として出していただけますかね。論点でなくてもいいんですけど。

【金城課長補佐】 わかりました。次回、取り組ませていただきます。

【平田部会長】 全体を通していかがですか。前半部分は答申ができるような形にするということで、後半部分は改めて論点の整理と。土が動くということと残土との関係を明確にさせていただくというような話があったかと思うんですが、それ以外に何かご注意くださいところがございましたら。よろしいでしょうか。

そうしましたら、(1)の議事はこれぐらいにいたしまして、(2)のその他について、今後の予定も含めてご説明をいただけますでしょうか。

【中戸課長補佐】 事業所指導課の中戸でございます。

そしたら、資料2をごらんいただけますでしょうか。

資料2に、今後のスケジュール（案）としてお示しさせていただいております。

次回、8月21日に第2回部会を開催させていただきまして、5つの観点のうち（3）につきましては本日いただきました先生方のご意見を踏まえまして論点をお示しいたしまして、それから、（5）につきましては、中環審の第二次答申及び府域の状況を整理して論点をお示するという事にさせていただきたいと思っております。

9月7日に第3回の部会を開催いたしまして、これまでご審議していただいた内容を部会報告案として取りまとめたものをご審議いただくという形で考えております。

その部会報告案を取りまとめた後、10月ごろにパブリックコメントを実施いたしまして、11月に第4回部会を開催いたしまして、そのパブリックコメントで出されました府民意見等に対する部会の考え方についてご審議いただくとともに、部会報告を最終取りまとめていただくという予定で考えているところでございます。

第4回部会で取りまとめていただいた部会報告を、その後開催されます大阪府環境審議会におきまして、部会報告として部会からご報告いただくという形で考えているところでございます。以上でございます。

【平田部会長】 きょうはどうもありがとうございました。これでよろしいですか。

【和田技師】 長時間のご審議ありがとうございました。それでは、これをもちまして平成30年度第1回土壤汚染対策検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。

—— 了 ——